



熊本県公報

号外 第 4 2 号

平成 29 年 12 月 20 日 (水)
(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼

○八代市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに
対する裁決…………… (選挙管理委員会) 1

登 載 依 頼

熊本県選挙管理委員会告示第 5 6 号

八代市千丁町新牟田 1 5 0 番地の友枝和也から提起された平成 2 9 年 8 月 2 7 日執行の八代市議会議員一般選挙に係る当選の効力に関する審査の申立てについて、熊本県選挙管理委員会は次のとおり裁決した。
平成 2 9 年 1 2 月 2 0 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

裁 決 書

八代市千丁町新牟田 1 5 0 番地
審査申立人 友枝和也

上記審査申立人 (以下「申立人」という。) から提起された平成 2 9 年 8 月 2 7 日執行の八代市議会議員一般選挙 (以下「本件選挙」という。) における当選の効力に関する審査の申立てについて、熊本県選挙管理委員会 (以下「県委員会」という。) は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審 査 申 立 て の 要 旨

申立人の審査申立ての要旨は、本件選挙における当選の効力に関する異議の申出について、八代市選挙管理委員会 (以下「市委員会」という。) が、平成 2 9 年 9 月 2 8 日付けで行った異議申出を棄却する旨の決定を取消し、本件選挙における当選人鈴木田幸一 (以下「鈴木田候補」という。) の当選を無効とする旨の裁決を求めているものと認められる。その理由を審査申立書をもとに、関係資料を参考にしてまとめると次のとおりであると認められる。

- 1 最下位で当選した鈴木田候補と次点の友枝和明候補 (以下「友枝候補」という。) の得票数の差は 0 . 7 2 3 票で 1 票未満であった。ところが、鈴木田候補の有効投票の中には、無効投票とすべきものがあり、一方、無効投票の中には、友枝候補に対する有効投票とすべきものがある。
- 2 鈴木田候補の得票の中には、あん分加算された票が含まれているが、あん分投票の内容と加算根拠が不透明で、加算には疑問がある。
- 3 上記の理由で、鈴木田候補の有効投票を差引き、若しくは友枝候補の有効投票を加算し、又はあん分投票の内容と加算根拠を点検すれば、鈴木田候補の得票数は友枝候補の得票数より少なくなるから、鈴木田候補の当選は無効であり、異議申出についての棄却決定は取消されるべきである。

裁 決 の 理 由

1 審査申立ての経緯等

平成 2 9 年 8 月 2 7 日に本件選挙が執行された。定数 2 8 人に対し、3 8 人が立候補したところ、同日開催の選挙会において、最下位で当選人となるべき者は 1 , 4 3 2 . 7 2 3 票を得た鈴木田候補であり、1 , 4 3 2 票を得た友枝候補は落選人と決定された。申立人は本件選挙の選挙権を有する選挙人であり、法定の期限内に、市委員会に対し、当選の効力に関する異議の申出を行い、市委員会は、同年 9 月 2 8 日付けで異議申出を棄却する決定をした。申立人は、その決定を受けた日から法定の期限内に、県委員会に本件審査の申立てを行った。県委員会は、本件審査の申立てを適法なものとしてこれを受理し、市委員会に対して弁明書の提出を求めこれを徴し、慎重に審理を行った。県委員会は、市委員会に対し、本件選挙の選挙録その他関係書類の提出を求め、これらを調査した。そして、平成 2 9 年 1 1 月 2 9 日、八代市千丁コミュニティセンター大集会場において、職権により市委員会が保管している本件選挙に係る全投票の提出を求め、開披点検を行った。開披点検は、市委員会及び申立人の立会いのもと、投票の梱包及び封印に異常がない

ことを確認した上で、県委員会において、全候補者の票束とその投票効力決定箋に記載されている票数を確認集計し、選挙録との符合状況を照合し、選挙録の記載と一致することを確認した。

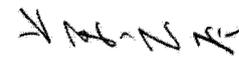
その上で、鈴木田候補及び友枝候補の有効投票、あん分投票、及び全無効投票について、1票ずつ点検を行い、投票の効力について検討の必要があると思われる投票を抽出した。

2 開披点検の結果

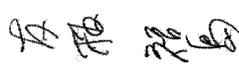
開披点検の結果は以下のとおりである。

- (1) 鈴木田候補の有効投票 1, 4 3 2 票、友枝候補の有効投票 1, 4 3 2 票についてすべて開披点検したが、その中には、他の候補者の投票は混入していないことを確認した。
- (2) 鈴木田候補の有効投票の中に、「鈴木ゆういち」(別表(1))及び「スズダ」(別表(2))と記載された投票があり、検討の必要があるものと認めた。

- (3) 友枝候補の有効投票の中に、「」(別表(3))及び

「」(別表(4))と記載された投票があり、検討の必要があるものと認めた。

- (4) 無効投票の 1, 0 6 6 票についてすべて開披点検したところ、その中に、

「」(別表(5))及び「」(別表(6))と記載された投票があり、検討の必要があるものと認めた。

- (5) あん分投票は合計 7 8 票あったが、このうち、「鈴木田幸一」候補及び「橋本幸一」候補と同一の名である「幸一」への投票が合計 2 票あることを確認した。

3 県委員会の判断

- (1) 県委員会が投票の効力を決定するに当たっては、次の法律及び判例に示された考え方を参考にした。

ア 公職選挙法の規定

公職選挙法第 6 7 条は、「第 6 8 条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票が有効と認められるようにしなければならない。」と規定している。これは、投票の記載が拙劣、不正確であつても、記載の類似性から候補者の一人に投票を帰属させるときは、当該候補者の有効投票とす等、できるだけ投票を有効とせしめなければならない趣旨の規定である。次に、公職選挙法第 6 8 条第 1 項は「選挙の投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。」とし、第 6 号に「公職の候補者の氏名のほか、他に事を記載したものの、ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。」、第 8 号に「公職の候補者の何人を記載したかを認

定している。イ 最高裁判所の判決において、次のように判示している。「投票の記載から選挙人の意思が判断できるときは、できるかぎりその投票を有効に解すべきであり、また、選挙人の意思の判断に当たっては、候補者制を採る選挙において、選挙人は候補者に投票する意思をもつて投票に記載したものと推定すべきであるから、投票の記載が候補者の氏名と一致しない投票であつても、その記載が候補者の氏名の誤記と認められる限りは、当該候補者に対する投票と認めるべき。」(昭和 3 1 年 2 月 3 日最高裁判所民事判例集 1 0 卷 2 号 1 9 ページ)。

「特段の事由によらざる限り、選挙人は一人の候補者に対して投票する意思をもつてその氏名を記載するものとするべきであるから、投票を二人の候補者氏名を混記したものと認めて無効とするべき場合は、いずれの候補者氏名を記載したか全く判断し難い場合に限るべきであつて、そうでない場合は、公職選挙法第 6 8 条第 5 号、第 7 号に該当する無効のものではない限り、一方の氏名にもつとも近い記載のものもこれをその候補者に対する投票と認め、合致しない記載は誤りとした記憶によるものか、または単なる誤記によるものか、解するの相当とすべきである。」(昭和 3 2 年 9 月 2 0 日最高裁判所民事判例集 1 1 卷 9 号 1 6 2 1 ページ)。

- (2) 県委員会は、検討を要すると認められた別表(1)ないし(6)の投票の効力については、上記(1)の考え方に従つて、以下のとおり判断した。

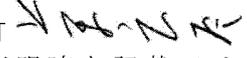
ア 「鈴木ゆういち」と記載された投票(別表(1))について
本件選挙においては「鈴木ゆういち」という候補者はいないが、氏名が類似した候補者として「鈴木田幸一(すずきだこういち)」と「大倉裕一(おおくらゆういち)」がいる。氏名の「鈴木」は「鈴木田」と類似性を有する(「田」の1字が脱落したものが、「大倉」とは全く類似性がなく、名の「ゆういち」は「大倉ゆういち」候補の「ゆういち」と同一であるが、「鈴木田こういち」候補の「こういち」とも3文字も近い記載であるから、氏名を全体としてみると、「鈴木田こういち」にもつとも近い記載であるから、同候補者に対する投票と認め、誤った記憶によるもの又は単なる誤記によるものと解するの相当である。

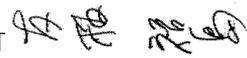
イ 「スズダ」と記載された投票(別表(2))について
本件選挙において「スズダ」という候補者はいないが、「鈴木田幸一」候補の氏の

「ススキダ」がもっとも類似性があり、他に類似する氏名の候補者はいない。氏のみを記載した投票は、記載された文字が候補者の氏をほぼ表示している場合は有効であるから、「ススキダ」候補に対する投票と認め、単なる誤記によるものと解するのが相当である。

ウ 「」と記載された投票（別表（3））について
不明瞭な記載ではあるが、おおむね「ともえだかずあき」と読み取ることができる。

氏名の横の「」の記載は、候補者の氏名の一部と認めることができるから、「他事記載」には該当せず、無効とはならないものと判断する。

エ 「」と記載された投票（別表（4））について
不明瞭な記載ではあるが「とまえた」と読むことができる。本件選挙において「ともえだかずあき」という候補者はいないが、氏が類似する候補者として、「友枝和明（ともえだかずあき）」候補と「朋田嵩志（ともだたかし）」候補がいる。しかしながら、「とまえた」の記載は、「ともえだ」ともっとも類似性があり、「ともだ」との類似性はこれより薄い。氏のみを記載した投票は、記載された文字が候補者の氏をほぼ表示している場合は有効であるから、「とまえた」は「ともえだ」候補に対する投票と認め、単なる誤記によるものと解するのが相当である。

オ 「」（別表（5））と記載された投票について
二人以上の候補者の氏名を混記した投票は無効とされている。本件選挙では、候補者として「友枝和明」と「福嶋安徳」がいるところ、「友枝福嶋」は、「友枝和明」の氏と「福嶋安徳」の氏と同音の「福嶋」を混記したものと認められ、いずれの候補者の氏名を記載したものか確認し難いことから、無効と判断する。

カ 「」（別表（6））と記載された投票について
候補者の氏名を○で囲んだ投票が「他事記載」として無効であることについては多くの裁判例がある。本件別表（6）の投票は、候補者の氏名を○で囲んだもので、「他事を記載したもの」に該当するから無効と判断する。

この結果、鈴木田候補及び友枝候補の有効投票の中には、無効とすべき投票は認められず、無効投票の中には、鈴木田候補又は友枝候補に対する有効投票と認められるものはなかった。

4 あん分投票の加算について

(1) あん分投票についての法律の規定

公職選挙法第68条の2第1項は「同一の氏名、氏又は名の公職の候補者が2人以上ある場合において、その氏名、氏又は名のみを記載した投票は、前条第1項第8号の規定にかかわらず、有効とする。」と規定し、同68条の2第4項は、その有効投票は、「開票区ごとに、当該候補者又は当該衆議院名簿届出政党等のその他の有効投票数に応じてあん分し、それぞれこれに加えるものとする。」と規定している。

(2) あん分投票の計算

「幸一」への投票2票のあん分の対象となる候補者は「橋本幸一」候補と「鈴木田幸一」候補の2名であるところ、あん分の基礎となる得票数は、「橋本幸一」候補が2,527票、「鈴木田幸一」候補が1,432票であることから、上記法律に従ってあん分すると、各人に加える票数は、「橋本幸一」候補が
 $2 \times 2, 527 \div (2, 527 + 1, 432) = 1. 276$ (票)
であり、「鈴木田幸一」候補が
 $2 \times 1, 432 \div (2, 527 + 1, 432) = 0. 723$ (票)
となり(小数点第四位以下切捨て)、あん分投票の加算に誤りはなかった。

5 結論

開披点検の結果、鈴木田候補の得票は1,432.723票、友枝候補の得票は1,432票であると認められ、友枝候補の得票は鈴木田候補の得票を0.723票下回るので、市委員会の決定を取消して鈴木田候補の当選を無効とする旨の裁決を求める申立人の主張には理由がない。

よって、県委員会は、主文のとおり裁決する。

平成29年12月20日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松永榮治

別表

番号	(1)	(2)	(3)	(4)
投票	<p>候補者氏名</p> <p>鈴木 ゆう子</p>	<p>候補者氏名</p> <p>スズダ</p>	<p>候補者氏名</p> <p>山本 隆一</p>	<p>候補者氏名</p> <p>山本 隆一</p>
番号	(5)	(6)		
投票	<p>候補者氏名</p> <p>友松 智島</p>	<p>候補者氏名</p> <p>山本 隆一</p>		